

千葉市教育委員会
事務点検・評価報告書
(平成21年度対象)

平成22年11月

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会委員名簿

(平成22年3月現在)

委員長	津田英彦
委員長職務代理者	岩沼静枝
委員	内山英夫
委員	梅谷忠勇
委員	和田麻理
委員(教育長)	志村修

目 次

1	I	教育委員会の事務の点検・評価制度の概要
1	1	教育委員会に関する事務の点検・評価について
1	2	千葉市教育委員会における当該点検・評価の実施方法等について
3	II	教育委員会の活動状況
7	III	点検・評価の結果
12	施策1	次代を担う子どもたちをはぐくむ ～学校教育等を充実し、推進することにより、子どもたちに「自ら考え、自ら学び、自ら行動する力」を身に付けさせる～
12	基本施策1-1	わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる
17	基本施策1-2	社会性を備えた豊かな心をはぐくむ
23	基本施策1-3	体力を高め、健康な体をはぐくむ
26	基本施策1-4	家庭の教育力を高め、地域の教育力を活かす
29	基本施策1-5	子どもの学びを支える教育環境を整える
33	基本施策1-6	意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、教職員が職務に専念できる体制を整備する
37	基本施策1-7	多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層推進する
42	基本施策1-8	学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする
45	施策2	次代を担う子どもたちをはぐくむ ～青少年が夢と希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指す～
45	基本施策2-1	豊かな人間性と生きる力の育成
46	基本施策2-2	青少年の非行防止
48	施策3	心のふれあう生涯学習社会を振興する
48	基本施策3-1	社会の要請と個人の学習ニーズに対応した生涯学習の推進
49	基本施策3-2	生涯学習の成果を活かした参画と協力による地域づくり
50	基本施策3-3	生涯学習支援ネットワークの充実・強化
52	施策4	個性豊かな新しい千葉文化を創造する（文化財関係）
53	施策5	スポーツ・レクリエーション活動を振興する
53	基本施策5-1	スポーツ・レクリエーション機会の創造・充実
54	基本施策5-2	「観るスポーツ」の提供

I 教育委員会の事務の点検・評価制度の概要

1 教育委員会に関する事務の点検・評価について

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正や平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を受け、平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」といいます。）が改正されました。この法律改正により、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、地教行法第 27 条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

これにより、平成 20 年度から、教育委員会は、毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」といいます。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられました。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされています。

2 千葉市教育委員会における当該点検・評価の実施方法等について

(1) 目的

教育委員会の権限に属する事項について、点検・評価することにより、教育委員会が、自らの事務の適切な執行について確認するとともに、市民に対して、行政の説明責任を充実させ、教育行政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的としています。

(2) 対象となる期間及び事務

- ①対象期間としては、平成 21 年度です。なお、市民の皆さんに対して現時点の状況をお示しする意味から、平成 22 年 11 月現在で判明している数字については、報告書内に記載しているものがあります。
- ②対象事務としては、地教行法第 23 条に規定されている教育委員会が管理・執行する事務とします。

(3) 点検・評価の実施方法

昨年度までは、「千葉市事務事業評価システム」の評価体系に準じていましたが、平成 21 年度に学校教育推進計画が策定されたことを受け、評価体系を学校教育推進計画等の個別計画に合わせることにしました。

具体的には、

- ・教育委員会が定めた「平成 21 年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針」
- ・「千葉市学校教育推進計画」、「第 3 次千葉市生涯学習推進計画※」

等の計画に基づき、施策体系ごとに点検・評価を行っています。

※ 事業には、教育委員会所管外のものも多いため、大きな方向性ごとに、指標を立てて点検・評価を行う形としています。

・評価の経年変化という観点から、昨年度までの評価の指標は、個別計画内にない指標であっても、当該報告書では、評価の指標としています。

(4) 点検・評価の構成

施策ごとの構成は、次のようになっています。

- 1 概要
- 2 具体的な施策及び達成状況
- 3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対しての対応方針

(5) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

地教行法第 27 条第 2 項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己評価による点検・評価の結果について、「千葉市教育委員会事務点検・評価委員」として、本教育委員会が依頼した 2 名の学識経験者から、個別に所見等を頂きました。

① 松尾七重氏（施策 1 の所見をお願いしました。）

○現職：千葉大学教育学部准教授

○学歴：国際基督教大学教養学部卒業、筑波大学大学院教育学研究科学
校教育学単位取得満期退学 博士（教育学）

○専門 数学教育学

・主な研究課題 算数・数学の学習指導に関する研究
学校教育における図形の概念形成に関する研究

② 岩崎久美子氏（施策 2～5 の所見をお願いしました。）

○現職：国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官

○学歴：上智大学文学部教育学科卒業、筑波大学大学院修士課程教育研
究科修了

○専門 生涯学習

・主な研究課題 生涯にわたるキャリア発達に関する研究
成人学習の理論に関する研究

Ⅱ 教育委員会の活動状況

【教育分野全般に関すること】

(1) 主に、次のことについて、議決を行いました。

○平成 21 年度千葉市教育行政の運営に関する基本方針について【4 月 15 日第 4 回定例会】

「生きる力」の育成を目指した「人間尊重の教育」を基調に、「(1) 次代を担う子どもたちをはぐくむ」、「(2) 心のふれあう生涯学習社会を振興する」、「(3) 個性豊かな新しい千葉文化を創造する」、「(4) スポーツ・レクリエーション活動を振興する」の 4 つを目標にする基本方針を決定しました。

○平成 21 年度千葉市教育功労者表彰について【9 月 25 日第 9 回定例会】

学校保健関係 8 人、生涯学習関係 1 人、学校教育関係 43 人の個人 52 人と、団体 7 校について、功労者として表彰することを決定しました。

○平成 21 年度補正予算について【平成 22 年 2 月 12 日第 2 回定例会】

学校施設の耐震化と老朽化の改善を図る事業に係る補正予算を、市長に意見具申することについて議決しました。

○平成 22 年度当初予算について【平成 22 年 2 月 12 日第 2 回定例会】

当初予算として、教育費 287 億円などを、市長に意見具申することについて議決しました。

【学校教育に関すること】

(1) 主に、次のことについて、議決を行いました。

○平成 22 年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について

○平成 22 年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について【いずれも 8 月 5 日第 3 回臨時会】

平成 22 年度に使用する高等学校用教科用図書の採択を行いました。

○平成 22 年度使用千葉市立中学校用教科用図書の採択について

○平成 22 年度使用千葉市立稲毛高等学校附属中学校用教科用図書の採択について【いずれも 8 月 5 日第 3 回臨時会】

平成 22・23 年度に使用する中学校用教科用図書の採択を行いました。

○千葉市立高等学校入学者選抜の改善について【8 月 19 日第 8 回定例会】

①現在の「特色ある入学者選抜」を「前期選抜」に、「学力検査等による入学者選抜」を「後期選抜」に名称変更する、②入学者選抜の日程を 7～10 日程度遅くする、③前期・後期選抜の選抜枠を変更する、④前期・後期選抜とも 5 教科の学力検査を実施する、と

いった改善方策を決定しました。

○「真砂地区」及び「高洲地域」における千葉市立小学校及び中学校の統合について【10月21日第10回定例会】

「真砂地区」及び「高洲地域」における小学校及び中学校の統合等について、決定しました。

○千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について【平成22年1月20日第1回定例会】

千葉市立小中台小学校、稲毛小学校、小中台南小学校、打瀬小学校及び美浜打瀬小学校の通学区域を変更し、それに伴い、規則の一部を改正しました。

○千葉市学校心疾患対策委員会設置条例の制定について

○千葉市学校腎疾患対策委員会設置条例の制定について

○千葉市学校脊柱側弯症対策委員会設置条例の制定について【いずれも平成22年2月12日第2回定例会】

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校児童生徒の健康診断における心疾患、腎疾患及び脊柱側弯症検診の実施等について、それぞれ審議する委員会の設置に係る条例を制定するよう、市長に申し出ることにについて、議決しました。

(2) 主に、以下のような教育上の出来事や課題について、事務局から報告を受け、様々な見地から、意見交換を行いました。

○新型インフルエンザへの対応について【5月20日第5回定例会/6月17日第6回定例会】

○平成22年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について【6月17日第6回定例会】

○夏季休業中の事故防止について【7月22日第7回定例会】

○第62回千葉市中学校総合体育大会の開催について【7月22日第7回定例会】

○8月9日、10日の大雨への対応について【8月19日第8回定例会】

○第62回千葉市中学校総合体育大会の結果について【8月19日第8回定例会】

○夏季休業中の教職員の研修について【8月19日第8回定例会】

○千葉市図書館における平成22年度使用教科用図書の展示について【9月25日第9回定例会】

○平成21年度全国学力・学習状況調査の結果について【9月25日第9回定例会】

○平成21年度中学校体育大会の結果について【9月25日第9回定例会】

○平成22年度公立学校教員採用候補者選考（二次）受験状況について【10月21日第10回定例会】

○平成22年度小・中・特別支援学校管理職選考について【10月21日第10回定例会】

○平成20年度千葉市学力状況調査（千葉市独自実施分）の概要について【10月21日第10回定例会】

- 平成 21 年度研究報告会・研究大会について【11 月 18 日第 11 回定例会】
- 平成 21 年度千葉市農山村留学推進事業について【12 月 18 日第 12 回定例会】
- 千葉市立小学校の「30 人 31 脚全国大会 2009」への出場について【12 月 18 日第 12 回定例会】
- 全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について【平成 22 年 1 月 20 日第 1 回定例会】
- 千葉市立小・中学校における読書量調査の結果について【平成 22 年 1 月 20 日第 1 回定例会】
- 平成 21 年度千葉市教育研究奨励賞について【平成 22 年 2 月 12 日第 2 回定例会】

【生涯学習・社会教育・文化財・スポーツに関すること】

(1) 主に、次のことについて、議決を行いました。

- 千葉市地域文化財の登録について【4 月 15 日第 4 回定例会】

有形文化財（建造物）として、

- ・花見川区の宝蔵院「遠近庵三市（おちこちあんさんいち）の追悼碑」
- ・花見川区の春日神社「『開有富（かいゆうふ）』の開墾碑」

無形文化財として、

- ・中央区寒川町の寒川神社氏子青年会が保持する「寒川神社の御浜下り（おはまおり）」の 3 件を千葉市地域文化財として、登録しました。

- 千葉市史編さん会議設置条例の制定について【平成 22 年 2 月 12 日第 2 回定例会】

市史編さんに関する事項について審議するための会議の設置に係る条例を制定することを決定しました。

(2) 主に、以下のような教育上の出来事や課題について、事務局から報告を受け、様々な見地から、意見交換を行いました。

- 大型連休における千葉市中央図書館・生涯学習センター及び千葉市科学館の利用状況について【5 月 20 日第 5 回定例会】
- 大型連休における千葉アイススケート場及び千葉市民ゴルフ場の利用状況について【5 月 20 日第 5 回定例会】
- 大型連休における千葉市少年自然の家の利用状況について【5 月 20 日第 5 回定例会】
- 生涯学習・社会教育施設等における夏季休業中の子どもたちを対象とする主な事業について【7 月 22 日第 7 回定例会】
- 平成 21 年度「青少年の日フェスタ」の実施について【8 月 19 日第 8 回定例会】
- 第 16 回千葉市スポーツ・レクリエーション祭について【10 月 21 日第 10 回定例会】
- 2009 国際千葉駅伝について【10 月 21 日第 10 回定例会】
- 平成 22 年「千葉市成人を祝う会」について【11 月 18 日第 11 回定例会】
- 第 34 回サンスポ千葉マリンマラソンについて【12 月 18 日第 12 回定例会】
- 平成 21 年度千葉市教育委員会体育功労者表彰について【平成 22 年 2 月 12 日第 2 回定例

会】

○アクアリンク千葉入場者 100 万人達成について【平成 22 年 3 月 8 日第 1 回臨時会】

○千葉市立郷土博物館 4 階展示室のリニューアルオープンについて【平成 22 年 3 月 23 日第 3 回定例会】

○「千葉市図書館サービスプラン 2010（案）」に対するパブリックコメント手続の実施結果について【平成 22 年 3 月 23 日第 3 回定例会】

Ⅲ 点検・評価の結果

◎松尾委員からのコメント

平成21年度に千葉市教育委員会が執行した事業について、主に学校教育に関わる「施策1 次代を担う子どもたちをはぐくむ」について、まずこれを構成する基本施策別に所見を述べ、最後に総括的な所見を述べることにする。

基本施策1-1「わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる」については、基本事業の達成目標に向けて、概ね目標が達成されている。全国学力・学習状況調査の結果が良好であることや、科学館・図書館・博物館等を活用した授業展開が進んでいること等は関係する事業の取り組みの成果であると判断することができる。一方で、学校の勉強が好きである中学生の割合は必ずしも高いとは言えず、また、情報教育の充実・推進についても十分とは言えない状況があり、これらについてはより一層の工夫改善が求められる。

基本施策1-2「社会性を備えた豊かな心をはぐくむ」については、基本事業の達成目標に向けて、概ね目標が達成されている。小学生・中学生の9割程度が「係活動等責任を持って行っている」と答えていることから、責任感の向上等を目指した心の教育が充実していることが窺える。これは各種体験活動をはじめとする取り組みの成果であると判断することができる。また、いじめの解消率が増加傾向にあり、これは悩み・不安に対して行う相談の実施による効果であると読み取ることができる。さらに、小学校英語活動に対する児童の反応「英語が楽しい」「役に立っている」という割合が高いことから、この活動が子どもたちの国際的な視野を広げるための一助になっていることが分かる。一方で、情報モラル教育についてはそのカリキュラムや教材開発が十分とは言えず、その工夫改善が求められる。

基本施策1-3「体力を高め、健康な身体をはぐくむ」については、基本事業の達成目標に向けて、十分に目標が達成されている。新体力テストの結果により、本市の児童生徒の体力・運動能力は継続的に良好な状況であることが明らかにされており、その関係事業の取り組みの成果であることが窺える。また、朝食を必ず食べる児童生徒の割合も増加傾向にあり、生活習慣形成や健康増進の取り組みについても高く評価できる。今後は心身ともに健やかに成長していく丈夫な体づくりのための環境整備拡充が期待される。

基本施策1-4「家庭の教育力を高め、地域の教育力を活かす」については、基本事業の達成目標に向けて、概ね目標が達成されている。家庭における子育てサポートに関する事業を推進し、放課後子ども教室や楽しい教室づくり等の

家庭・学校への支援が充実している。また、学校セーフティウォッチャーの登録数やこども１１０番のいえ設置数も増加傾向にあり、地域との連携・協力による学校安全対策の整備拡充が窺える。その一方で、家庭における子育て支援については、こども未来局等との連携により、家庭の積極的参加を求めるのみでなく、真に必要な家庭への支援を実施できるような体制づくりの工夫も必要であるろう。

基本施策 1-5 「子どもの学びを支える教育環境を整える」については、基本事業の達成目標に向けて、目標達成がやや不十分である。学校施設についての耐震化率は着実に増加しているものの、目標値達成には未だ遠い状況にある。安全対策の最重要課題の一つとして、耐震化については加速して推進する必要がある。また、LANやコンピュータの設置及び地上デジタル化への対応についての迅速な整備は評価できるが、その一方で、授業の充実を図るためには、このような物理的な環境整備とともに、活用方法に関する教員研修の機会を十分に提供し、活用の効果を明示することが重要である。

基本施策 1-6 「意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、教職員が職務に専念できる体制を整備する」については、基本事業の達成目標に向けて、概ね目標が達成されている。教職員の資質・力量向上のため、各種研修が実施されている。また、教育研究の奨励も増加傾向にあることが窺える。一方で、免許外教科担任の教科申請件数が相当数あることから、人材発掘を含め、その対策を講じることが重要である。また、教員の超過勤務時間等の問題が生じる原因ともなっている学校問題解決に関しては、その支援体制づくりを早急に考え、実施する必要がある。さらに、団塊世代教職員の大量退職等への対応として予想される教員の新規採用数の増加に伴い、初任者や若手教員の能力・資質向上のための研修を強化させることが課題である。

基本施策 1-7 「多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層推進する」については、基本事業の達成目標に向けて、概ね目標が達成されている。特別支援教育指導員配置、適応指導教室、教育相談及び学校訪問相談員派遣等の各種事業が実施され、児童生徒の取り組み状況や生活面の改善、不登校児童生徒の登校等により、その成果が窺える。その一方で、依然として、不登校児童生徒等が一定程度存在することより、この問題解決に向けて、より一層の工夫改善が求められる。

基本施策 1-8 「学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする」については、基本事業の達成目標に向けて、十分に目標が達成されている。学校評価システムの実践研究に取り組み、学校関係者評価が100%

実施され、また、学校ホームページにより学校情報も 100% 発信されている。いずれも、学校・家庭・地域・行政の連携協力への基盤づくりを実現していると高く評価できる。今後は、その評価結果が学校教育全体に反映されることで、学校教育等のさらなる充実・推進が期待される。

以上、平成 21 年度に千葉市教育委員会が執行した「施策 1 次代を担う子どもたちをはぐくむ」に関わる事業については概ね良好な成果を得ているものとする。一方で、市民の大きな期待に応えるためには、事業実施に関連した点検・評価を明確に位置づけ、説明責任を果たすとともに、教育施策の充実につなげていく仕組みづくりを考えることが重要である。そのためには、学校現場で働く教職員による事業に対する客観的な評価のシステムづくりや、学校へ児童・生徒を送り出している市民の声を広く直接的に聞くシステムづくり等が課題となるだろう。～学校教育等を充実し、推進することにより、子どもたちに「自ら考え、自ら学び、自ら行動する力」を身に付けさせる～を目指しつつ、学校・家庭・地域・行政の連携により、学力や体力の向上、心の教育の充実、教育環境や安全対策の整備、青少年の健全育成、教職員の研修の充実等に対する長期的な改革の企画・推進を強く期待したい。

◎岩崎委員からのコメント

千葉市教育委員会の事務のうち、施策2「青少年を健全に育成する環境づくり」、施策3「心のふれあう生涯学習の推進」、施策4「個性豊かな新しい千葉文化を創造する（文化財関係）」、施策5「スポーツ・レクリエーション機会の創造・充実」についての点検・評価結果について報告する。

1. 施策2「青少年を健全に育成する環境づくり」

成果指標のうち、「地域活動に参加した子どもの数」が目標値を上回り、90,000人に上方修正するなど、子どもの地域での活動が積極的に推進されてきていることは高く評価しうる。多様な年齢や立場にある地域の人々との交流や自然体験は青少年の健全育成に欠くことのできないものである。数値目標はあくまで目安であるが、今後も内実を伴って、子どもに地域活動の機会や、「千葉市少年自然の家」などの施設活用による自然体験の機会が広く提供されることが望まれる。

2. 施策3「心のふれあう生涯学習の推進」

施策4「個性豊かな新しい千葉文化を創造する（文化財関係）」

21年度「市民意識調査」によれば、生涯学習活動の方法・機会でもっとも多い回答は、「生涯学習センター、公民館、図書館など行政機関や公共施設」での学習である。千葉市の生涯学習施設が市民の重要な学習の場として考えられており、市民の生涯学習の推進に大きく寄与していることがわかる。たとえば、次のような点は特記に値する。

- 1) 生涯学習センターでの企画事業、学習相談、図書館職員による企画、科学館での参加型ワークショップ企画など、企画やレファレンス機能が充実している。
- 2)工夫された情報展示など、市民の学習意欲を刺激し鼓舞する働きかけが十分になされている。
- 3) 千葉市の伝統文化、文化財などの地域の学習資源の保存と教育活用が考慮されている。

総じて、施設のネットワーク化、生涯学習ボランティアの確保、企画事業の質の高さ、生涯学習事業のハード、ソフトの面でも充実した内容が市民に提供されていると考える。今後は、生涯学習センターなどの中央の拠点のみならず、ネットワークを通じてすみずみにわたる市民の学習ニーズをすくいあげ、それに効果的に応じるとともに市民の啓発・普及に一層努められるよう期待する。

3. 施策5「スポーツ・レクリエーション機会の創造・充実」

スポーツ・レクリエーションについては、子どもからおとなまでスポーツ

活動や健康・体力づくりの充実が図られると同時に、「国際千葉駅伝」や「千葉国際クロスカントリー大会」など「観るスポーツ」によりスポーツを身近に感じる機会が提供されている。21年度「市民意識調査」によれば、市民の今後参加したい生涯学習活動で最も多いのが「健康づくり・スポーツ」となっている。このような市民のニーズに応えるために、現在実施されている事業の情報や場の充実が課題となろう。

4. 全体的所見

千葉市は他に比べて地域活動の参加率が高いとされている。また、ボランティアの登録数も比較的多い。学習成果を生かし市民の地域への参画を促すしくみ、学習情報を年代や地域の違いを考慮し綿密に周知する工夫など、行政が市民の学習活動を支援し地域に還元しうる循環型の学習サイクルを可能にする仕組みづくりが重要である。

また、生涯学習施設の整備・充実は、市民に高く評価されているが、施設の企画の質の高さや施設の利用しやすさは、個々の職員の労苦を厭わない熱意と自発性に基づいて行われている。このことを高く評価し、職員の意欲の維持・向上や専門性の研鑽になお一層力を入れることは、千葉市の生涯学習推進において最も重要なところであろう。

千葉市教育委員会の事務のうち、生涯学習関連施策については、財政事情や現実的な運営の制約にあって、市民が「主役」の人間的な交流の中で効果的、効率的な実施が培われている印象を受けた。今後、第4次千葉市生涯学習推進計画の策定によって、千葉市の生涯学習が市民の生活の豊かさを保証するために推進され、全国のモデルとなるべくさらに充実することが望まれるところであろう。

施策 1 次代を担う子どもたちをはぐくむ

～学校教育等を充実し、推進することにより、子どもたちに「自ら考え、自ら学び、自ら行動する力」を身に付けさせる～

【施策1では、児童は小学生を、生徒は主に中学生を指します】

基本施策 1-1 わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる

1 概要

- 「教師は授業で勝負」を基本に、一人一人の子どもの実態をしっかりととらえ、**少人数指導や学習形態の工夫など、指導方法の工夫・改善**を通して「わかる授業」を実践することにより、**子どもに学習意欲と基礎的な知識・技能を身に付けさせていきます。**
- また、科学館、図書館、博物館等を活用した学習の積極的な展開や、思考力・判断力・表現力などを一層高めるための授業づくりにより、**子どもに好奇心と主体的な学びの力をはぐくむとともに、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する力を身に付けさせます。**

2 具体的な施策及び達成状況

(1) 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の推進

① 新学習指導要領¹への確実な対応

学習指導要領²の改訂を踏まえ、新しい千葉市版年間指導計画を作成するとともに、各学校に改訂の趣旨や内容を周知することにより、新学習指導要領に適切に対応していきます。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27年度)
学習指導要領に基づく「千葉市年間指導計画の作成」	—	移行期における指導計画の作成	移行期における指導計画の作成 ※22年度は、小学校指導計画の作成	作成（中学校については、23年度作成）

¹ 平成23年度から小学校、平成24年度から中学校で全面実施される。基本理念は、「教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成し、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとされており、国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加させるなどの変更が行われる。

² 文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定に基づき定めている。

主な事業	○「千葉市版年間指導計画」の作成 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを考慮した指導計画を作成し、「確かな学力」の育成を図る。
------	---

②確かな学力の育成に向けた「わかる授業」の推進

学校二学期制の下、子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせ、学力の向上を図るため、「わかる授業」の推進、確かな学力の育成に向けて、総合的な施策を推進します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
「学校の勉強が好きだ」と肯定的に回答する児童生徒の割合（上：小学生、下：中学生）	69% 37%	69% 38%	74% 45%	80% 50%
主な事業	○学力状況調査の実施と活用 全国学力・学習状況調査³や本市独自の学力状況調査を通して、児童生徒の学習状況を把握し、学習指導上の課題や改善点を明らかにし、「わかる授業」を推進します。 ○少人数学習指導教員の配置⁴ 小学校1年生から3年生に対し、学習の基礎・基本の確実な定着に向けたきめ細かな指導を行うため、少人数学習指導教員を配置するとともに、より効果的な配置のあり方について検討を進めます。			

③国語力の向上

「読む」「書く」「聞く」「話す」といった言語活動の充実を図り、学びの基礎となる「考える力」や「感じる力」、「想像する力」、「表す力」をより一層伸ばします。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
児童生徒の1人当たり2週間の平均読書冊数 （上：小学生、下：中学生）	9 2	10 4	13 6	15 8
家庭で一週間にどのくらい読書をするかに対して「読まない」と回答する児童生徒の割合 （上：小学生、下：中学生）	18% 16%	18% 16%	16% 15%	10% 10%

³ 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象として国語、算数・数学と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査に分けて行われている。

⁴ 少人数学習とは、少人数による学習集団を編成し、個に応じたきめ細かな指導の実現を目指す学習方法。

主な事業	○学校図書館指導員による読書活動の充実推進 ⁵ 全小・中学校に配置された学校図書館指導員が、児童生徒の豊かな読書活動を推進します。児童生徒への適切な図書の紹介や図書館の環境整備、読み聞かせなどの取り組みを行います。
------	---

④理数教育の充実(「理科、算数・数学好き」児童生徒の育成)

児童生徒の科学的な見方や考え方の基礎を養い、科学技術の進歩に対応した理数教育を推進するため、自然事象や科学、算数・数学への興味・関心を高める理数科授業の一層の充実を図ります。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
「理科の勉強が好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合(上:小学生、下:中学生)	87% 64%	87% 64%	87% 65%	90% 70%
「算数・数学の勉強が好き」と肯定的に回答する児童生徒の割合(上:小学生、下:中学生)	72% 54%	71% 53%	70% 56%	75% 60%
科学館を授業の一環で利用する市内小学校の割合	78%	88%	90%	100%
主な事業	○理科支援員等の配置 小学校5・6年生の理科学習における観察・実験活動などを充実するため、理科支援員等を配置します。大学生や教員経験者などの理科支援員が、観察・実験の準備、授業の支援のほか、学習環境の整備や教材開発などの支援を行います。 ○科学館を活用した授業の展開 理数教育の一環として「科学館学習」を位置付け、展示を利用した学習や科学実験室を活用した学習、プラネタリウムを利用した学習を組み合わせ、日ごろ学校では体験することができない科学実験や実演を行います。			

(2)学びを深め、広げる教育の推進

⑤児童生徒による学習成果発表の充実

児童生徒による日常学習成果の発表を通して、制作意欲の向上を図るとともに、進んで自己表現する力をはぐくみ、伸ばします。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
「絵をかく会」「総合展」への参加校	全小中特による参加	継続	継続	継続
主な事業	○絵をかく会の開催			

⁵ 児童生徒の豊かな読書活動を推進したり、学校図書館の環境整備をしたりするために、本市独自に、全小中学校に配置している指導員

	絵画の制作を通して、主体的に自己の表現力を高めるとともに、お互いの作品の良さを認め、共感し合える児童生徒の育成を推進します。 ○総合展の開催 各教科等（科学・図画工作・美術・家庭・技術家庭・書写・特別支援教育）における日常の学習成果の発表を通して、学習への興味・関心と技能をより一層高めます。
--	---

⑥情報教育の充実・推進

情報教育機器等の活用を通して、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27年度)
各中学校区の情報教育ボランティア等の配置率	—	—	9%	50%
各学校の学校ＣＩＯ育成率	—	—	—	100%
学習コンテンツを利用する学校の割合	—	35%	50%	100%
千葉市独自の情報モラル教育カリキュラムを実践した学校の割合 ⁶	—	—	10%	100%
主な事業	○情報教育支援員の配置 各中学校区に情報教育支援ボランティア等の配置を進め、情報教育推進のための技術支援や授業支援に努めます。 ○学校ＣＩＯの育成 教育の情報化を進めるための統括責任者としての学校ＣＩＯを、各学校に育成します。また、教育センターには、教育ＣＩＯの資格を持つ情報教育支援員を配置します。 ○学習コンテンツの開発と活用 学校の情報化を推進するため、地域の特性を生かした各教科等の学習コンテンツを開発します。 ○情報モラル教育の推進 情報モラル教育カリキュラム（カリキュラム・情報モラルコンテンツ・指導教材・実践事例等）を作成し、すべての小・中学校において、インターネットや携帯電話による人権の侵害に関する指導等を実施するとともに、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。			

⁶ 情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で身に付けておくべき考え方や態度、及びネットワーク上で生じるさまざまな危険に的確に対処できる判断力等を養う教育。

⑦科学館・図書館・博物館等の活用

学びへの動機付けと幅広い知識の取得に向け、科学館や図書館、博物館、美術館、埋蔵文化財調査センター等を活用した、さまざまな授業展開を進めます。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
科学館を授業の一環で活用する市内小学校の割合		78%	88%	90%	100%
主な事業	○科学館を活用した授業の展開 理数教育の一環として「科学館学習」を位置付け、展示を利用した学習や科学実験室を活用した学習、プラネタリウムを利用した学習を組み合わせ、日ごろ学校では体験することができない科学実験や実演を行います。				

⑧学校図書館機能の整備・充実

学校図書館における図書検索システムや図書館図書閲覧システムの整備・充実等により、調べ学習や読書活動のさらなる充実を図ります。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
団体貸出用資料の貸出冊数		15,807	16,000	19,606	23,000
主な事業	○図書館図書の団体貸出の推進 学校での調べ学習や朝読書等に必要な資料を収集し、提供するとともに、図書館のホームページで団体貸出用資料一覧の閲覧やレファレンスサービスの充実に努めます。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1)学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の推進

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成について、**平成 21 年度は小・中学校の新学習指導要領の円滑な実施**のための、新教育課程説明会の開催、先行実施部分の指導計画の作成、新学習指導要領解説の配布等により**周知徹底**に努めるとともに、**算数・数学、理科の補助教材を配布**するなど、**環境の整備**を進めている。平成 22 年度は、小学校版年間指導計画の作成を進め、学習指導要領の確実な対応を一層図る。
- 国の学力・学習状況調査の結果は良好**であり、児童生徒に「確かな学力」の育成が図られている。「わかる授業推進検討会議」において改善方策を検討し、**各学校における学力向上に向けた授業改善の指針を示す取組**を行っている。
- 1 年～3 年生を対象に少人数指導の効果が期待**されており、引き続き**少人数学習指導教員（40 名）を配置**する。
- 学習支援員（フレンドリーチューター）、楽しい教室づくり推進（人材の活用）**の配置事業等は、学校から高い評価を得ている。平成 22 年度から「NP0 ちば教育夢工房」への事業委託に統合し、事業の拡充を目指す。

(2)学びを深め、広げる教育の推進

- 教員のICT指導力の向上、ICT環境の整備に努めているところであり、情報教育の充実に向けた体制の強化を図っている。
- 科学館の団体利用のプログラム、学校関係者への利用説明会等、学校の利用促進を図っている。
- 中央図書館では、図書館利用や資料情報検索が分かりやすくなるよう、**子どもたちのためのホームページを8月に開設**した。また子どもたちの調べ学習について、学校と連携して、一人一人に対応できるよう支援を行った。
- 児童生徒の日頃の学習成果発表の機会を多く設け、学習意欲の向上を図った。

基本施策 1-2 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ

1 概要

- 道徳教育等を通して社会性や豊かな人間性を育てる教育**に力を入れていくことにより、子どもに**社会の形成者としての自覚と責任感を持って行動する力**を身に付けさせていきます。また、地域等との連携を図りつつ、さまざまな体験活動などを通し、**自然や生命の大切さ**を学び取れるようにするとともに、**人を思いやる心や人とのかかわる力**をはぐくんでいきます。
- キャリア教育の充実**により将来の生き方を考える力を身に付けさせるとともに、**読書活動のさらなる充実**を通して豊かな心をはぐくんでいきます。

2 成果指標

(1)命を大事にする心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進

①各種体験学習の推進

農林業やボランティア活動など各種体験活動を通じて、自主性を養うとともに、人や自然とかかわることにより、社会性や思いやりを持てる子どもたちを育成します。

項目		19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
「係活動等責任を持って行っている」と回答する児童生徒の割合（上：小学生、下：中学生）		—	85% 83%	87% 85%	88% 85%
職場体験学習を 3 日間以上実施する中学校の割合（再掲）		77%	75%	81%	95%
主な事業	○農山村留学の実施 小学6年生を対象に、長野県または県内で農山村留学を実施し、農林業の体験活動や多くの人たちとの交流等を通して、自主性・社会性を養います。 ○小・中学校におけるキャリア教育の推進				

	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、必要な意欲・態度や能力を育てる教育活動を推進します。また、自己の進路を主体的に考え、適切な進路選択ができるよう、職場体験など、将来の生き方を考えるキャリア教育を実施し、望ましい勤労観・職業観の育成を推進します。
--	--

②道徳教育の充実

人とのかかわりや社会体験などさまざまな体験活動等を通して、道徳的な心情や判断力、実践する態度など、道徳的实践力を育て、人間尊重の精神をはぐくみます。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
「人が困っているときは、進んで助けている」と回答する生徒の割合	74%	74%	76% 22年度79%	90%
千葉市独自の情報モラル教育カリキュラムを実践した学校の割合	—	—	10%	100%
主な事業	○人権教育の推進 自他の人権を尊重し、思いやりの心を持って公正・公平にふるまい、差別のない望ましい人間関係をはぐくむ児童生徒を育成するため、人権教育担当者研究協議会や管理職特別研修会を通して、学校教育における人権教育の充実を図ります。 ○道徳教育用教材の作成 本市独自の道徳教育用教材の作成に向けて、取り組んでいます。			

③いじめ等問題行動への対応

不登校やいじめなどの悩み・不安に対して教育相談を実施することにより、その解消を図ります。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合（上：小学生、下：中学生）	0.22% 2.73%	0.25% 2.91%	0.27% 2.76%	0.20% 2.55%
教育センターでのグループカウンセリング活動に参加した児童生徒のうち、学校復帰に向けた改善が図られ、教育相談指導教室に入級できた児童生徒の割合	34%	39%	32%	50%
相談対応件数（スクールカウンセラー ⁷ ・心の教室合計）	18,165	18,373	18,834	18,500

⁷ 児童生徒のもつさまざまな悩みの解消に向けて、学校内の相談室を中心に相談活動及び保護者や教職員に対する助言等を行う、臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する臨床心理士等。

いじめの解消率 (上：小学校、下：中学校)		91% 90%	78% 77%	91% 88%	95% (22年度目標)
主な事業	○不登校やいじめに関する教育相談の実施 不登校やいじめなど教育全般にわたる悩みを持つ保護者や児童生徒・教師などの相談に応じます。 ・教育相談ダイヤル 24 ・教育センターの電話相談、来所相談（個別相談・医療相談・グループカウンセリング活動）、家庭訪問相談 また、各相談機関との連携を図り、相談活動の一元化を目指します。 ○ネット上のいじめへの対応 情報モラル教育を推進するとともに、教職員を対象としたインターネット等の利用に関する研修の充実を図ります。また、インターネット社会における危機管理意識や子どもの携帯電話の取り扱い等について、保護者への啓発を図るとともに、関係機関等との連携を強化していきます。 ○生徒指導特別対策委員会、生徒指導調査研究委員会の設置 不登校やいじめ等の問題行動について教育委員会と健全育成課や青少年サポートセンター等関係機関との連携を図り学校への支援を強化しています。 「いじめを防ぐ学級・学校づくりと初期対応」をテーマに、調査研究を行い、実践事例をまとめています。				

(2)夢や希望をはぐくむ教育の推進

①将来の生き方を学ぶキャリア教育の推進⁸

一人一人の子どもたちの個性の伸長を図りながら、社会的資質や態度を形成し、主体的に将来の生き方を考えることができる力をはぐくみます。

項目		19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
職場体験学習を3日間以上実施する中学校の割合 ⁹		77%	75%	81%	95%
主な事業	○小・中学校におけるキャリア教育の推進 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、必要な意欲・態度や能力を育てる教育活動を推進します。また、自己の進路を主体的に考え、適切な進路選択ができるよう、職場体験など、将来の生き方を考えるキャリア教育を実施し、望ましい勤労観・職業観の育成を推				

⁸ 「キャリア」という用語は、生涯にわたる経歴、専門的技能を要する職業についている等、その解釈・意味付けは多様だが、「キャリア教育」という場合には、「生き方そのもの」という意味で使われる。「キャリア教育」は、自立した社会人・職業人となるための、よりよい生き方を支援する教育である。

⁹ 生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

	進めます。
--	-------

②郷土の歴史と文化等を学ぶ機会の充実

郷土の歴史や文化についての理解を通し、千葉市民としての誇りや自信、郷土への愛着心をはぐくみます。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
埋蔵文化財調査センターの出前授業を利用する学校数（延べ数）	—	17校	37校	30校
ふれあいパスポートで施設を利用する児童生徒の割合	33%	32%	35%	50%
主な事業	○地域教材の作成と活用 児童生徒が、身近な地域である郷土千葉市の地域学習に主体的に取り組むことができるよう、社会科の補助教材を作成します。 ・小学校補助教材「わたしたちの千葉市」の作成 ・中学校補助教材「伸びゆく千葉市」の作成 ○ふれあいパスポートの発行配布 市内に在住・在学する全小・中学生に「ふれあいパスポート」を配布し、市内の社会教育施設やスポーツ施設等を無料または割引価格で利用できるようにし、子どもたちの学校外活動と夢づくりを支援します。施設の利用日については、現在土曜日を基本としていますが、今後拡充に努めます。			

③国際人を育てる国際理解教育の推進

外国語指導助手等による英語活動・語学指導を充実させ、国際化の進展に応じた国際理解教育を推進するとともに、コミュニケーションを図る能力や態度の育成に努めます。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
「英語の勉強が好き」と肯定的に回答する生徒の割合（中2年）	61%	61%	61%	70%
「英語活動が楽しい」と肯定的に回答する児童の割合（小5年）	—	85%	90%	90%
主な事業	○小学校英語活動の推進 外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な英語活動を通して、児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進、コミュニケーション能力の育成を目指します。 ○外国語指導助手（ALT）等の配置 全中学校・高等学校に外国語指導助手（ALT）等を配置し、英語のコミュニケーション能力の向上を目指します。			

④国際交流の推進

海外の学校や市内のインターナショナルスクール¹⁰との交流活動を行うことで、異文化理解を深めます。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
海外の生徒との交流活動を実施している学校数		16 校	17 校	18 校	30 校
主な事業	○姉妹友好都市との交流 海外の同等校と姉妹校・交流校提携を結び、相手校と児童生徒の作品や手紙等の交換を行うことで、相互の異文化理解を深めます。				

(3)豊かな情操をはぐくむ教育の推進

①読書活動の充実と読書習慣の定着

学校図書館指導員による個に応じた適切な図書のアドバイス等を通して、読書を楽しむ習慣の形成を図るとともに、調べ学習のための図書館環境を充実させ、生きる力と豊かな心の育成を図ります。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
児童生徒の一人当たり 2 週間の平均読書冊数（上：小学生、下：中学生）		9 2	10 4	13 6	15 8
家庭で 1 週間にどのくらい読書をするかに対し「読まない」と回答する児童生徒の割合（上：小 5 年、下：中 2 年）		18% 16%	18% 16%	16% 15%	10% 10%
主な事業	○朝読書の推進 読書の習慣化、豊かな心の育成、基礎学力の向上を図るために、朝読書の習慣化を推進します。				

②図書館との連携推進

図書館と連携し、調べ学習や読書活動の充実を図ります。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
団体貸出用資料の貸出冊数(学校専用貸出及び団体用貸出の計)		15, 807	16, 000	19, 606	23, 000
子ども読書まつりの参加人数		3, 468	3, 800	4, 445	5, 000
主な事業	○図書館図書の団体貸出の推進 学校での調べ学習や朝読書等に必要な資料を収集し、提供するとともに、図書館のホームページで団体貸出用資料一覧の閲覧やレファレンスサービスの充実に努めます。				

¹⁰ 多様な国籍、民族の学生・学習者のための教育機関。狭義では、特定の国に依存しない教育課程を用い、初等教育や中等教育を行う教育機関のみを指すこともある。

	○子ども読書まっりの実施 学校や地域との協同により、子どもたちが読書に興味・関心を持つことができるように、昔ばなしの部屋や外国語のおはなし会等各種イベントを実施します。
--	--

③芸術文化等に親しむ活動の充実

優れた音楽や舞台芸術の鑑賞などを通して、子どもたちの豊かな感性と創造性をはぐくみます。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
オーケストラコンサート参加人数		3,982	4,231	3,600	4,900
主な事業	○小・中学校音楽鑑賞教室、オーケストラコンサートの開催 小・中学生を対象に「小・中学校音楽鑑賞教室」、「小・中学生のためのオーケストラコンサート」を実施し、多くの児童生徒が芸術文化を鑑賞することにより、児童生徒の情操の涵養を図るとともに、音楽文化の振興と児童生徒の健全育成を推進します。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 命を大切に作る心や思いやりの心をはぐくむ教育の推進

○**農山村留学**（4～5 日）、**移動教室**（3 日）、**自然教室**（3 泊 4 日）と、体験活動の推進を充実させており、その結果、子どもたちに社会性の向上や、意欲や達成感を持つなどの効果が得られている。

○子どもたちの規範意識等について、道徳教育を通して、子どもたちの豊かな心をはぐくむために、「**自他の生命を尊重する心を育てる**」などの**指導の重点化**や**道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実**などの改善を図っている。今後は、思いやりの心を育成する理念を実現するためには、地域や家庭などの参画が必要であることから、学校・家庭・地域・行政が一体となって教育にかかわる機運を醸成する取組を一層進める必要がある。

○全中学校に、児童生徒の臨床心理に関する専門的知識・経験を有する**スクールカウンセラーを配置**し、児童生徒、保護者、教職員等の悩みの解消に当たり、様々なストレスに対する悩みの軽減に努めた。

(2) 夢や希望をはぐくむ教育の推進

○児童生徒の勤労観、職業観を育てるため、**中学校における職場体験**を推進し、着実に定着しつつあるが、**地域住民や事業所等に対する広報活動**など一層の連携協力を推進する必要がある。また、小中学校 9 年間を見越したキャリア教育プログラム（教育センター）等を活用した取組の定着を図る。

○全小学校の 5・6 年の全学級で年間 35 時間の英語活動を実施し、「**英語が楽しい**」と回答した児童が **90%**を超えている（役に立っていると回答した児童は 88%）。

(3) 豊かな情操をはぐくむ教育の推進

- 学校図書館の環境整備**が進むとともに、中央図書館との連携を図り、施策の目標達成に取り組んでいる。
- 伝統文化を学び、伝統文化にふれる機会の充実**については、フレッシュ落語会(5回)、能講座(10回)、能公演などを実施し、伝統文化を体験できる仕組みづくりを進めている。また、**埋蔵文化財センターの出前講座**を利用する学校数は、目標を大きく上回った。
- 本物の舞台芸術の体験では、**合唱団の招へい2校、オーケストラの招聘4校、児童劇団の招聘2校を実施した。**

基本施策 1ー3 体力を高め、健康な体をはぐくむ

1 概要

- 遊びの楽しさを幼児期から感じ取らせるとともに、運動の特性に触れる楽しさや喜びを十分味わうことのできる教育を充実させることにより、運動への意欲を一層高め、体力を高めていきます。**また、家庭との連携をもとに**健康教育や食育等**を通して、**健康の保持増進に主体的に取り組む姿勢をはぐくんでいきます。**

2 成果指標

(1)体力向上の推進

①体力づくりの推進

子どもたちの体力・運動能力の実態を踏まえ、運動の楽しさを味わうことのできる授業や運動部活動を展開し、子どもたちの主体的な基礎体力づくりを支援します。

また、子どもたちが体を動かす場や機会を確保する観点から、地域における身近な遊び場の整備を図ります。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
県運動能力証の合格率 (上：小学生、下：中学生)	24.0% 23.2%	25.2% 24.1%	24.5% 23.2%	27.5% 27.0%
新体力テストにおいて、各学年・種目で全国平均を上回る割合	89%	89%	85%	100%
行政区に対する総合型地域スポーツクラブの設立数の割合 ¹¹	67%	67%	83%	100%
主な事業	○新体力テスト ¹² 、県運動能力証 ¹³ 、市運動能力検定 ¹⁴ の実施			

¹¹ 主にヨーロッパ諸国などに見られる地域のスポーツクラブの形態で、地域において、子どもから高齢者、障害者までを含む、さまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる、総合的なスポーツクラブ。
¹² 児童期から高齢期における国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため実施している8種目の体

	新体カテスト、県運動能力証、市運動能力検定（小学校のみ）により、体力づくり活動の状況を把握し、国や県との比較、年次推移等から子どもの体力について考察し、体育指導の充実等に生かします。 ○中学校運動部活動指導者の派遣 中学校の運動部活動において、専門的な指導を十分に受けることができるように、学校で必要とする民間指導者を派遣します。 ○地域スポーツ人材の活用実践への支援 子どもたちが運動の楽しさをより深め、体力づくりに積極的に取り組んで行けるよう、小学校高学年の体育学習や中学校の運動部活動において、指導の補助ができる地域人材の派遣を行います。 ○ 総合型地域スポーツクラブの設立支援 子どもから高齢者まで、年齢や性別に関係なく個々のライフスタイルに応じたスポーツ活動を楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」について、各区に設立されるよう支援します。
--	---

(2) 健やかな体の育成

①健康教育の推進

子どもたちの健康増進を図るため、子どもたちが健康の大切さを認識し、自ら健康な身体づくりに取り組めるよう、健康教育を推進します。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
12 歳（中学 1 年生）の DMF 指数（永久歯の一人あたり平均むし歯指数）		1.35	1.29	1.13	1.00
主な事業	○歯と口の健康づくりの推進 歯科衛生士による各学校巡回の口腔衛生指導や歯科医師会による歯と口の健康づくり啓発、歯と口の健康づくり研究推進校の指定、学校歯科保健活動推進校の表彰等を通じて、子どもたちが自分の口腔内に関心を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎を作ります。				

②食育の推進¹⁵

子どもたちが日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を営むことができるよう、食に関する指導を推進します。

力・運動能力調査。

¹³ 千葉県が小学校 5・6 年生児童及び中学、高校の全生徒を対象に 8 種目の運動検定を実施し、各記録が一定の水準に達する者に対して交付する合格証。

¹⁴ 小学校 5・6 年生の児童を対象に、5 つの運動種目について、千葉市独自の達成基準を設け、達成状況により A 級、B 級、C 級の合格証を交付する検定。

¹⁵ 食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われる教育。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27年度)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		88%	88%	89%	92%
主な事業	○子どもの健康をはぐくむ総合食育の推進 家庭・地域への啓発、食育啓発資料の作成など、学校・家庭・地域が連携しつつ、子どもたちに望ましい食習慣などを身に付けさせる食育を推進します。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 体力の向上

○**新体力テストの結果は、引き続き良好な状況にあり、学校体育における取組の成果を示している。シャトルラン、握力等の種目については、さらに向上を図りたい状況であり、体育学習を通して取り組みを一層推進することが必要である。**

○他都市では、過去に、**プールの排水口の蓋の固定**が不十分であったことによる事故が発生したことがある。千葉市では、国や県からの通知を受け、**入水前には必ず排水口の安全を確認し、事故の防止に努めている**。なお、市内学校プールの全てで平成 19 年度の水泳学習前までに吸い込み金属の取り付けと排水口の蓋のボルト等を固定する修理を完了し、その後も毎年の水泳指導開始前の清掃時に確実に固定されていることを確認している。

(2) 健やかな体の育成

○**食に関する指導の全体計画**を作成し、学校教育における食育の目標や発達段階に応じた食に関する指導の目標などを示した。

○**食物アレルギー**を持つ子どもたちへの対応について、**アレルギー疾患の児童生徒のうち、学校においてアナフィラキシー症状を呈する可能性のある児童生徒に対して、緊急時に迅速かつ適切な対応を行うことができるよう、消防局等関係機関との連携を図っている。**

基本施策 1-4 家庭の教育力を高め、地域の教育力を活かす

1 概要

- 地域や学校、行政によるさまざまな働きかけを通して、**家庭において、親子のふれあいを大切にしながら、子どもに自立の基礎となる基本的な生活習慣**を身に付けさせるようにします。
- 社会生活や集団生活を営む上で必要なルールやマナーの定着は、学校教育のみならず家庭や地域における取り組みによるところが大きいことから、**子どもへの声かけやあいさつ、親子交流活動などを推進**することにより、**学校と家庭、地域が一体となって、子どもに規範意識や社会性**をはぐくんでいけるようにします。
- 地域人材等を活用した学校支援**など、**地域ぐるみの教育**を一層推進していきます。

2 成果指標

(1)家庭の役割と機能を再確認するための方策推進

①家庭教育資料等による啓発

子育て支援に関する情報を提供し、家庭教育・子育てに関する意識啓発やサポートを行います。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		88%	88%	89%	92%
主な事業	○家庭教育資料の配布 小学校 1 年生、小学校 5 年生、中学校 1 年生の子どもを持つ保護者に家庭教育資料を配布し、子育てのサポートをします。				

②家庭への支援

家庭の教育力の向上に向け、家庭における子育てについてのさまざまな悩みや相談への対応を行います。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
家庭教育支援チームが行う子育てに関する相談活動への参加者数		—	50	80	300
子育てサロンが行う子育て相談への参加者数（延べ数）		3, 313	2, 298	2, 086	5, 000
主な事業	○地域における家庭教育支援の基盤形成 子育てサポーターや民生委員等の地域の人材で構成された「家庭教育支援チーム」を中心に、地域で子育て講座や相談活動を実施します。				

(2)地域の教育力を活用した家庭・学校への支援の充実

①放課後等の子どもの居場所づくり

小学校の施設等を活用し、放課後等に子どもたちにさまざまな体験活動等の機会を提供します。

項目		19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
放課後子ども教室の年間実施日数		29日	28日	23日	40日
公民館の小中学生の学習者数		43,677	45,298	37,717	51,000
主な事業	○放課後子ども教室の推進 小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動等を実施する「放課後子ども教室」の取り組みを全小学校で推進します。 ○公民館での子どもたちの学習や活動の場の確保 公民館の施設を活用し、公民館主催講座のほか、地域やクラブ・サークル等の協力を得て、週末の子どもたち（小・中学生）に学習や活動の場を提供するなど、子どもの居場所づくりに努めます。 〔事業例〕 ・子ども料理教室 ・子ども絵画教室 ・子ども科学教室 ・囲碁、将棋教室 ・子ども工作教室 ・公民館クラブ・サークル活動への参加 等				

②地域人材を活用した学校支援

学校外の社会人の指導力を学校教育の場に積極的に活用し、授業や部活動などにおいて専門的な指導を充実させ、学校教育の活性化を図ります。

項目		19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
学校・家庭・地域連携によるまちづくり推進事業への参加者数		61,733	70,815	67,694	71,000
主な事業	○学校・家庭・地域連携によるまちづくりの推進 学校・家庭・地域の連携により、各地域の特色ある地域活動を推進し、子どもたちの地域に対する愛情をはぐくみます。				

③子どもの安全を見守る活動の推進

地域との連携・協力のもと、学校セーフティウォッチャー¹⁶による子どもたちの登下校の見守り活動やスクールガード・アドバイザーの巡回指導を行うなど、地域ぐるみの学校安全体制の整備推進を図ります。

¹⁶ 児童生徒の登下校の安全を強化するために、登下校の時間帯に見守り活動を行っていただく安全ボランティアの方のこと。申込みは、近隣の学校で、随時受け付けています。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
学校セーフティウォッチャーの登録者数	15,000	16,000	18,500	24,000
こども 110 番のいえ設置数	10,080	10,772	10,772	20,000
主な事業	○学校セーフティウォッチャーの推進 学校セーフティウォッチャーによる登下校の安全の見守りや講習会の実施、スクールガード・アドバイザーによる巡回指導を実施します。 ○「こども 110 番のいえ」設置の推進 地域住民の協力の下、緊急避難場所となる「こども 110 番のいえ」を設置し、子どもたちの登下校の安全確保を図ります。			

(3)ルールやマナー意識をはぐくむ交流・連携活動の推進

①地域ぐるみによる子どもの健全育成の推進

学校・家庭・地域・行政が連携し、地域ぐるみによる青少年の健全育成を推進します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
「青少年の日」つながりウィーク地域で行事を実施する中学校区数	—	40	33 (※)	56
主な事業	○青少年育成活動の推進 地域における青少年健全育成活動にかかわる機関や団体が、相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみによる青少年の健全育成活動を総合的に推進します。 ※21 年度は、インフルエンザの影響による事業中止あり。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 家庭の役割と機能を再確認するための方策推進

○小中台・園生地区をモデル地区として、**子育て親育ち講座**を実施した。また、公民館における子育て支援を実施する**子育てサポーターに対するスキルアップ講座**を開催した。千葉市全域へ事業を波及するためのスキルアップ講座を引き続き開催する。

(2) 地域の教育力を活用した家庭・学校への支援の充実

- 放課後子ども教室**は、**全小中学校で実施**した。21 年度は、新型インフルエンザにより、目標値に達することができなかった。
- 学校セーフティウォッチャーの登録数は 18,500 名**を超え、21 年度の達成指標を上回った。さらに登録数を高めるとともに、講習会（3 回）を充実させる。
- 学校・家庭・地域連携によるまちづくりの推進**では、児童生徒や地域関係者の多数の参加により、「**地域花いっぱい運動**」「**地域清掃**」等に取り組んだ。
- 楽しい教室づくりの推進（地域人材の活用）**は、**学校から高い評価**を得ており、NP0 ちば教育夢工房の事業委託に統合し、事業の拡充を目指す。

(3) ルールやマナー意識をはぐくむ交流・連携活動の推進

○千葉市青少年育成行動計画に基づき青少年の健全育成に取り組んでいる。

○「**青少年の日フェスタ**」を実施するとともに、「**青少年の日**」及び「**家庭・地域の日**」の活動の周知を図った。

基本施策 1-5 子どもの学びを支える教育環境を整える

1 概要

○**学校適正配置の推進や施設設備の整備**などにより、**子どもが、安全な環境のなかで安心して学べる教育環境**を整えていきます。また、幼保小連携教育や小中一貫教育をはじめとする**学校間や学校種（例：幼稚園、保育園と小学校、小学校と中学校）間の連携**による教育の充実など、**学びや自立の基礎を確立**するとともに、**魅力ある学校づくり**に向けた取り組みを推進していきます。

2 成果指標

(1) 学校施設等の整備・充実

① 学校施設・設備等の整備

校舎の耐震補強や改築、情報教育機器の整備等を計画的に推進し、子どもたちが安心して学び、充実した活動ができるよう教育環境の整備を図ります。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
学校施設の耐震化率	54%	60%	64% 22年度 70.2%	100%
校内LAN配線の整備状況 ¹⁷	—	29%	29% 22年度内にほぼ 100%（予定）	100%
普通教室2台、特別教室6台の配備に向けたLANコンピュータの整備状況	—	11%	36% 22年度内にほぼ 100%（予定）	100%
学習情報センターのコンピュータの整備状況 ¹⁸	—	1%	2%	100%
情報教育センターの整備 ¹⁹	—	—	—	運用開始

¹⁷ 「Local Area Network」の略。学校や企業等において、コンピュータやプリンタ等の情報機器を相互に接続するために設置された構内ネットワーク。

¹⁸ 児童生徒が情報手段を適切に活用する学習活動を充実させるために、コンピュータやインターネット等の利用環境を整えた場所。

¹⁹ 情報関連機器や組織の拡充強化を図り、総合的見地に立って情報教育を専門的に進める教育関連センター。

主な事業	○校舎・屋内運動場等の耐震補強 平成 19 年度に策定された「耐震改修促進計画²⁰」に基づき、IS 値²¹0.6 未満の校舎・屋内運動場他の耐震化を図ります。 ○校内 LAN の整備・充実 すべての学校の普通教室・特別教室において情報機器を活用した学習が行えるよう校内 LAN の整備を進めます。 ○ 学習情報センターの整備・充実 すべての学校に多様な学習形態に対応した「学習情報センター」を整備します。
------	---

②学校の安全対策の充実

子どもたちが安全に教育活動を行える環境整備を進めるとともに、防犯教育や避難訓練の実施など、安全対策の強化を図ります。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27年度)
不審者侵入に対する防犯訓練を実施する学校	全学校 で実施	全学校で 実施	継続	継続
主な事業	○防犯設備の整備 各学校に配備している、さす股やネットランチャーなどの防犯用具を補充するとともに、防犯カメラの設置については、その効果を十分に検証し、今後の拡充について検討します。 ○防犯等安全対策の推進 学校における不審者対策については、学校に対してマニュアルを配布しています。また、学校では、常日頃から訓練を行い、児童生徒の安全を確保することに努めているところです。なお、平成 22 年 11 月現在では、市内の小中学校すべてマニュアルに沿った取り組みが行われています。 さらに、各学校で実施する防犯教育や不審者侵入を想定した避難訓練をはじめ、緊急時の保護者等への連絡体制の整備がより充実するよう情報や資料の提供に努めるとともに、学校や関係課と連携して通学路の整備を進めるなど、安全対策を強化します。			

③教材教具等の充実

各学校に必要な教材が行き渡るよう、教材教具の計画的な整備を図ります。

²⁰ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本市の平成 27 年度までの耐震化の目標設定や耐震化を促進する基本的な施策を定めたもの。

²¹ 建物の耐震性能を表す指標（Seismic Index of Structure）であり、国土交通省告示によると、IS 値が 0.6 以上の場合、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または、崩壊する危険性が低いとされている。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
地上デジタル化対応の普通教室の割合 (上段：テレビ配置、下段：アンテナ工事)		—	—	100% 53% (→ 22 年度 100%)	100% 100%
主な事業	○地上デジタル放送への対応 地上デジタル放送への完全移行に向けて、小・中学校と特別支援学校のテレビを地上デジタル放送に対応させるため、計画的に設備の整備を行います。				

(2)教育環境の改善と特色ある学校づくりの推進

①学校適正配置の推進

学校規模の大小による教育環境の不均衡を是正するとともに、小規模校化や大規模校化によって生じる教育上・学校運営上の諸問題を解消することにより、子どもたちの教育環境の公平性を確保し、よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図ります。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
適正規模校化の割合 ²²		52%	52%	51%	60%
主な事業	○小規模校化への対応 各学校の立地形態の区分ごとに、統合等により適正配置を推進します。また、統合校については、通学路の安全確保、学校施設の整備、教員等の加配などにより、教育環境の充実を図ります。 ○大規模校化への対応 隣接する学校との通学区域の調整等により、適正配置を推進します(21 年度では、稲毛小中台地域で学区調整を行いました。)。				

②地域特性を生かした特色ある学校づくりの推進

地域の状況に応じた総合的な学習や体験的な学習など、各学校の創意工夫を活かした特色ある教育活動を推進します。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
特色ある学校づくりを展開する学校		—	全小中特 で展開	継続	継続
主な事業	○特色ある学校づくり予算の充実 各学校の自主性・自律性を確立するため、学校の裁量で執行可能な予算を措置することにより、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を支援します				

²² 小・中学校とも 1 2 学級以上 2 4 学級以下の学校。

(3) 学びの連続性を重視した教育の推進

① 学校間・学校種間の連携の推進

教員の交流を活かした児童生徒の指導等、学校間の連携強化を推進します。また、幼稚園・保育所（園）と小学校間、小学校と中学校間など、校種間における教育課程の効果的な接続等について調査・研究を行い、幼少期からの学びの連続性の充実を図ります。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
小中一貫教育校の設置数 ²³		—	—	—	6 校
主な事業	○小中連携教育の推進 小・中学校の接続に配慮した教育の推進について研究します。 ○小中一貫教育校の設置 小中一貫教育の調査・研究を行い、各地区の実情に応じた小中一貫教育校を設置します。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 学校施設等の整備・充実

○安全・安心な環境で子どもたちが学べるよう、学校施設について、**耐震化の推進**を図る必要があるが、着実に進展している。今後とも、学校施設の耐震化を推進する必要がある。（花園中学校等の改築工事、屋内運動場の計画的な耐震補強事業等）

(2) 教育環境の改善と特色ある学校づくりの推進

○小規模校化への対応では、**第 2 次学校適正配置実施方針**により「**真砂地区**」「**高洲地区**」「**高浜地区**」において、統合が決定し、統合準備会が立ち上がった。地元の合意形成を基本に、今後も通学路の安全、学校施設の整備、加配教員の配置等の方策を検討する。

○小中台小、稲毛小の一部地区の小中台南小学校への通学区域変更を 22 年 4 月から実施した。

○生徒増に伴い**（仮称）おゆみ野南中学校の建設、打瀬中学校の別棟校舎の増築・第二グラウンドの整備等**を進めている。

○「特色ある学校づくり予算」を活用しながら、教育課程を工夫し、特色ある教育を実践している。

(3) 学びの連続性を重視した教育の推進

○**幸町第二中学校、幸町第三小学校の「小中学校の連携のあり方」**について、職員の意識改革を中心に、**研究成果**が上がっており、**今後は小中一貫教育も視野に入れた研究の視点を明確**にするとともに、**22 年度は更科小学校、更科中学校**において、小規模校における行事及び学習活動の連携に関する研究にも着手している。

²³ 小中一貫教育は、学びの連続性を重視し、小・中学校 9 年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人一人の個性や能力をより一層伸ばすことを目指した教育をさす。一方、小中連携教育は、小学校高学年と中学校の発達段階における共通点に配慮し、教職員間交流や一貫性のある継続的な指導等を通して、小・中の円滑な接続を図ることを目指した教育のことをいう。

○教育センターにおいて、「**小中一貫教育研修プログラム**」試案を作成した。本年度は、小中一貫教育をスタートする準備を 3 つのステージに分け、10 段階の合同研修会の形にまとめて提示した。

○幼保小連携教育の推進について、**幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領の関連を図った円滑な接続**を目指して、12 の小学校において研究を行った。

基本施策 1－6 意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、教職員が職務に専念できる体制を整備する

1 概要

○**意欲ある教職員を育て、確保**するとともに、ライフステージに応じた研修のさらなる充実等を図ることにより、**教職員が、教育への使命感と熱意を持って子どもの指導**を行い、授業力や指導力など、**教職員としての資質を一層高められるように**します。

○子どもや保護者との相互の信頼関係の下に、よりよい教育が実現できるよう、**教職員への支援に向けた体制整備を推進**することにより、教職員が**一人一人の子どもとじっくりと向き合えるような環境づくり**を進めていきます。

2 成果指標

(1)信頼される教職員の確保

①優れた教職員の採用・登用

使命感を持ち、熱意と愛情にあふれ、子どもたちや保護者等から信頼される優れた教職員を採用・登用します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
教員採用選考において、インターンシップ研修生が本県を受験する率	77%	77%	81%	85%
免許外教科担任の許可申請件数	53 件	50 件	44 件	40 件
主な事業	○教職インターンシップの推進 ²⁴ 本市教員を希望する大学生等を対象に、小学校での実践研修の機会を提供し、教員としての資質能力を高めることにより、優秀な教員の確保を図ります。			

²⁴ 千葉県内の公立小学校教員を希望する大学生、短期大学生及び大学院生を対象に、学校での実践研修を体験する機会を提供し、教職への理解を深めるとともに教員としての資質能力を高めることを目的として実施する制度。

	○中学校教科担任教員の確保 中学校における免許外教科担任の解消を図るため、非常勤講師を配置します。
--	---

(2)信頼される教職員の確保

①教職員の資質・指導力の向上に向けた各種研修の充実

職務遂行に必要な研修や教職員のキャリアに応じた研修を計画的に実施し、教職員の資質や指導力の向上を図り、優れた教育実践の普及を目指します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
基本研修受講者の満足度	—	80%	90% 22 年度:97%	90%
全教職員に対する専門研修受講者の割合	—	94%	96% 22 年度:100%	100%
現場研究員、内地留学生、長期研修生、海外派遣研修の研究・研修成果の発表と活用	全研修生による研究・研修成果の実施	継続	継続	継続
主な事業	○現場研究員による研究 現場研究員を委嘱し、勤務校における実践的な研究を通して、各教科及びその他の教育活動に関する専門的資質を向上させ、本市学校教育の課題解明を図ります。 ○内地留学（他府県での研修）の実施 他府県での研修の機会を設け、各教科及びその他の教育活動に関する専門的資質を向上させ、本市学校教育の課題解明を図ります。 ○長期研修の実施 長期の研修の機会を設け、教育専門職としての資質・力量を高め、本市教育の充実発展に寄与する人材を育成します。 ○海外派遣研修の実施 教員等に諸外国の教育等の実情を視察させ、国際的な視野に立った識見を高め、本市教育の充実発展に寄与する人材を育成します。			

②教育研究の奨励

本市の教育活動をより充実させ、各学校の教育力を高めるため、研究学校を指定して教育課題の解明に向けた研究を行うとともに、意欲あふれる教職員を賞揚し、優れた教育実践の蓄積とその成果の普及を図ります。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
研究指定校の報告会参加人数	—	1, 264	1, 650	1, 700
教職員教育研究発表会の応募教科・領域等の割合	45%	54%	65%	80%

出前講座等により研究成果を校内研究で取り上げる学校の割合	—	16%	28%	40%
教育研究奨励賞受賞者累計数（昭和 36 年から）	969	994	1, 019	1, 169
主な事業	○教育研究奨励賞による顕彰 各教科等における研究実践活動が特に顕著な教職員を表彰し、全教職員の研究奨励を図ります。 ○教職員教育研究発表会の実施 教育活動に関する個人またはグループでの研究や実践を対象として発表の場と機会を設け、努力を賞揚するとともに、その成果を広めて各学校の教育活動に役立てます。			

③教職員のモラル向上

本市教職員一人一人が自分の立場と職責を自覚し、服務規律を遵守するよう促します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
学校管理訪問の年間実施校の割合 ²⁵	3 年に 1 度	継続	継続	継続
主な事業	○教職員服務規律の確保 学校の職場内研修をはじめ、初任者研修等の悉皆研修などで啓発を図るとともに、管理職研修や学校管理訪問を通じて、教職員に対する服務規律についての指導を行います。			

(3)教職員への支援体制の充実

①外部人材等を活用した教職員支援システムの整備

学校現場において教員が充実した学校教育活動を行うため、また、子どもと向き合う時間を拡充するための具体的施策を推進します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
N P O 人材の活用学校数 (上：小学校、下：中学校)	—	—	17 校 3 校	70 校
学校の校務用コンピュータの整備率	—	18%	22%	100%
教員の超過勤務時間の減少の割合	—	0%	0%	20%
学校問題解決支援体制の整備	—	—	調査検討	整備
主な事業	○N P O 「ちば教育夢工房」による教育の支援 学校への人的支援を担う N P O 「ちば教育夢工房」による学校支援を通して、きめ細かな授業や学校教育活動の充実を推進します。			

²⁵ 各学校の教職員の実状を把握するとともに、学校管理に関する事務の適正な処理、施設の管理・充実の諸条件等について情報交換をするため、学校財務課、学校施設課、学事課、教職員課、保健体育課の職員で計画的に行う学校訪問。

	○校務のＩＴ化の推進 校務の効率化による教員の負担軽減等のため、全ての教員が一人一台のコンピュータを校務に活用できる環境を整備するなど、情報セキュリティの確保を図りつつ、校務のＩＴ化を積極的に推進します。 ○教職員の勤務負担軽減 学校現場における教職員の勤務実態を調査し、勤務負担軽減のための検討を行い、具体的方策を探ります。 ○学校問題解決支援体制の整備 学校や教職員に対する過度な要求などにより、円滑な学校運営や児童生徒への指導が妨げられる状況等が生じた場合の学校支援のあり方について、検討を進め、問題解決に向けた支援体制の整備を図ります。
--	---

(4)教職員の人事管理の適正化

①教職員の人事評価制度の実施

教職員の資質能力及び職務に対する意欲の向上を図り、学校の教育力を高めるとともに、活力があり信頼される学校づくりを目指します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
全市立学校長を対象とした目標申告に係る面接の実施	実施	継続	継続	継続
主な事業	○目標申告制度の充実と業績評価の検討及び試行 教職員が年度目標を設定し、一人一人の自主性と自己統制に基づいて目標を達成する「目標申告制度」を充実させるとともに、その実績や過程を客観的に評価することにより、教職員の資質向上、学校組織の活性化を図ります。			

②教職員顕彰制度の実施

研究実績や教育実践に基づく顕彰により、優秀で多様な能力を持った教職員の育成を図ります。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
教育研究奨励賞受賞者数	969	994	1,019	1,169
主な事業	○教育研究奨励賞による顕彰 各教科等における研究実践活動が特に顕著な教職員を表彰し、全教職員の研究奨励を図ります。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 信頼される教職員の確保

○教職インターンシップの推進により、**小学校に 79 名、特別支援学校に 6 名のインターンシップ研修生を派遣**し、将来の教員としての資質を高めるようにした。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

○**教職員教育研究発表会には 13 の研究論文、15 の実践記録の応募**があった。

○教員の資質向上のため、**教育センター・養護教育センターにおける各種研修の充実**に努めた（夜間講座、休日講座、出前講座等）。

(3) 教職員への支援体制の充実

○**NPO ちば教育夢工房の派遣システム試行の成果**を受け、「学習支援員の配置事業」「楽しい教室づくり推進事業」を統合し、「子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業」として、22 年度から実施する。教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりを一層推進することが必要であることから、**退職教員・大学生や経験豊かな社会人等の人材を学校の要望に応じて配置**し、引き続き施策の充実を図る。

○**養護教諭の校務 IT 化**について、CHAINS 収容の端末を整備した。

○22 年度は**すべての小・特別支援学校の普通教室・特別教室において、情報機器を活用した学習が行えるよう校内 LAN の整備**を進める。

○小中学校の教員を対象とした**メンタルヘルス²⁶研修会、学校医等の巡回訪問、メンタルサポート委員会の開催**により、教職員のメンタルヘルス向上を図った。

(4) 教職員の人事管理の適正化

○**教職員の目標申告制度の充実**を図っている。22 年度は、実績等を客観的に評価するシステムを検討し、教職員の資質の向上と学校の活性化を図る。

基本施策 1ー7 多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層推進する

1 概要

○**発達障害を含む障害のある子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援体制を整備**することにより、**一人一人の子どもに、自立と社会参加の力を身に付け**させていきます。

○**外国人児童生徒や海外帰国児童生徒の増加が予想されるなかで、こうした子どもの教育環境を一層整備するとともに、不登校児童生徒等の学びの機会を充実**させていきます。

²⁶ 心の健康。精神衛生。

2 成果指標

(1)特別支援教育の推進²⁷

①特別支援教育サポート体制の整備

LD²⁸、ADHD²⁹、高機能自閉症³⁰等の発達障害を含めた障害のある児童生徒に対する特別支援教育の支援体制の整備を推進します。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
指導員を配置したことにより、児童生徒の学習の取組状況や生活面が改善した小中学校割合	—	70%	75%	85%
学校訪問相談員が訪問した学校数	—	70校	70校	継続
教育相談を通じて満足と感じる保護者の割合	—	93%	継続	継続
特別支援教育の研修講座の内容に対する受講者の満足度	—	97%	継続	継続
主な事業	○特別支援教育指導員の配置 緊急に対応が必要なADHD児等が在籍する学校に対して、特別支援教育指導員を配置し、子どもの学習や生活の状況の改善を図るとともに、校内支援体制整備の推進を支援します。 ○学校訪問相談員の派遣 LDやADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校訪問相談員を派遣し、学校や担当教師への			

²⁷ 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

²⁸ 「Learning Disabilities（学習障害）」の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

²⁹ 「Attention- Deficit / Hyperactivity Disorder（注意欠陥/多動性障害）」の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

³⁰ 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

	指導助言を行います。 ○特別支援に関する教育相談 来所相談や学校訪問相談、電話相談、医療相談、グループ活動等を通して、障害等のある幼児・児童生徒及び保護者、教職員等に対して教育相談を行います。 また、LD等通級指導教室³¹との連携及び支援のほか、教育センターや療育センター、教育委員会指導課等との連絡会を実施し、教育相談活動のさらなる充実・推進を図ります。
--	---

②体験活動を通じた社会性の伸長

就労体験や宿泊体験活動を通じて、障害のある児童生徒の社会性をはぐくみ、コミュニケーション能力の向上を図ります。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
長柄ハッピーキャンプに参加した後、学校や家庭においてよい割合が見られる割合	—	50%	60%	60%
主な事業	○長柄げんきキャンプの実施 少年自然の家での宿泊体験を通して、特別支援学級及び特別支援学校の児童生徒に基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせます。			

③特別支援学校の整備・充実

「千葉市における特別支援教育のあり方に関する検討会議」の答申を受け、高等特別支援学校の設置や市内の特別支援学校の再編など、整備充実に向けた検討を行います。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
高等特別支援学校の設置 ³²	—	—	調査検討	設置
主な事業	○高等特別支援学校の設置 市立の高等特別支援学校の設置に向けた検討を行い、その設置を図ります。			

(2)不登校児童生徒への支援の充実

³¹ 小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を特別な場で行う特別支援教育の形態。

³² 「特別支援学校」は、障害の重複化や多様化を踏まえた、障害種別にとらわれない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

「特別支援学級」は、障害に応じた教科指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を行う学級の設置形態のこと。

①学校復帰への支援

適応指導教室³³等における個に応じた指導により、学校生活復帰に向けた支援を行います。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
不登校児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合（上：小学校、下：中学校）	24% 29%	38% 37%	30% 29%	30% 35%
適応指導教室での活動により学校復帰できた児童生徒の割合	59%	58%	56%	75%
教育センターでのグループカウンセリング活動に参加した児童生徒のうち、学校復帰に向けた改善が図られ、教育相談指導教室に入級できた児童生徒の割合	34%	39%	32%	50%
主な事業	○適応指導教室の設置及び運営・管理 不登校児童生徒の一時的な居場所として「適応指導教室（ライトポート）」を設置し、少人数による集団活動や体験活動を行い、社会性・協調性を育成するとともに、学習の支援を行い、学校生活への復帰を図ります。 ○不登校やいじめに関する教育相談の実施（再掲） 不登校やいじめなど教育全般にわたる悩みを持つ保護者や児童生徒・教師などの相談に応じます。 ・教育相談ダイヤル 24 ・教育センターの電話相談、来所相談（個別相談・医療相談・グループカウンセリング活動）、家庭訪問相談 また、各相談機関との連携を図り、相談活動の一元化を目指します。			

(3)国際化への対応

①外国人児童生徒の学びへの支援

帰国・外国人児童生徒の適応指導と特性を伸長させるための指導の充実を図ります。

項目	19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている児童生徒の割合	92%	98 %	継続	継続

³³ 不登校状態の児童生徒を対象に、一時的な居場所を確保するための施設であり、最終的には学校生活への復帰を支援することを目的にしている。市教育センターと連携して、人間関係や集団生活への適応を支援する。

主な事業	○外国人児童指導教室の設置 ³⁴ 帰国・外国人児童生徒教育を円滑に進めるため、外国人児童指導教室を設置し、必要な備品や消耗品を整備します。
------	---

(4)教育の機会均等を図るための支援の充実

①各種就学支援

経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援を行います。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
入学説明会等における就学援助制度に関する保護者への説明を実施する学校数	全小中で実施	継続	継続	継続
主な事業	○就学援助 経済的な理由により就学が困難な小・中学校に通う児童生徒の保護者に対する就学援助を、教育の機会均等の理念に基づき実施します。(学用品費、修学旅行費、給食費などを援助)			

②学びの機会の提供

学校に行けない児童生徒や中学校の課程を修了しなかった義務教育未就学者等に対して、学習の機会を提供します。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27 年度)
不登校児童生徒がいる学校で e ラーニングを活用している割合 ³⁵	—	—	15%	50%
主な事業	○e ラーニングの実施 不登校児童生徒の e ラーニングによる教科学習を支援します。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 特別支援教育の推進

○緊急な対応を要する ADHD 児等が在籍する学校に対して、**前期 20 名、後期 20 名の特別支援教育指導員を配置**し、校内支援体制の整備を支援した。

○新規事業として、**私立幼稚園特別支援教育費を助成**し、就園機会の拡大(130 名)を図った。

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

○市内 4 カ所目となる「**ライトポート美浜**」を 21 年 4 月に開設し、**学習支援**を行った。

³⁴ 日本語の習得が不十分な帰国・外国人児童生徒の日本語指導カリキュラムを作成し、決められた時間に専任教員が指導する教室。

³⁵ パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。学習者は、時間的、空間的制約を越えて、インターネット上で教材等を取得しながら学習する。

(3) 国際化への対応

○外国人児童指導教室を2か所設置している。

○外国人児童生徒指導協力員を11名派遣し、113校(334名)の対象児童生徒を支援した。

(4) 教育の機会均等を図るための支援の充実

○私学助成や就学援助、育英資金の支給など、教育の機会均等を図るために支援を実施した。

基本施策1-8 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする

1 概要

○学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を踏まえ、互いの連携を下に、地域特性等を生かした特色ある学校づくりが一層進められるよう、**学校評価等による学校改善**に向けたシステムづくりを進めます。

○学校教育のさらなる充実に向け、**地域の教育的資源と力を取り込む仕組みづくり**を進めるなど、**学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもの成長をサポートする体制**を構築していきます。

2 成果指標

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携による取り組みの推進

① 学校改善システムの構築

学校が自校の課題を的確に捉え、目標を明確にした上で、学校教育を展開し評価することにより、教育活動の改善を図ります。

また、自己評価、学校関係者評価等を通して、その結果の公表や説明責任を果たす開かれた学校づくりをすすめます。

項目		19年度	20年度	21年度	目標値 (27年度)
学校関係者評価を実施している学校の割合 ³⁶		—	94%	100%	100%
主な事業	○学校評価システムの実践研究 ・実践校を指定し、学校評価の実践研究に取り組みます。 ・実践研究の成果を、各学校における学校評価に活かし、本市学校評価の推進を図ります。				

② 教育情報の発信

教育上の課題等を学校・家庭・地域・行政が共通認識し、連携して対応するため、教育情報紙やホームページを通じて、本市の教育施策や各学校の情報を積極的に提供します。

³⁶ 学校の自己評価結果について、保護者や地域住民等の学校関係者が、教育活動の観察や意見交換を通じて評価することを基本として行う評価。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27年度)
学校ホームページの定期的更新を実施している学校の割合	—	96%	100%	100%
主な事業	○学校情報の発信 学校ホームページ等により、学校の運営方針や教育内容など、学校の情報を積極的に発信します。			

③学校・家庭・地域・行政による連携システムの構築

学校教育の充実に向け、学校と家庭、地域が連携して取り組めるよう、行政が中心となって相互の連携に向けたシステムづくりを進めます。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (27年度)
学校支援システム 設置地域数	—	—	—	56 地域
NPO 人材の活用学校数 (上：小学校、下：中学校)	—	—	30 校 10 校	90 校 30 校
主な事業	○「学校支援システム」(仮称)の整備 教職員が子どもと向き合い、充実した教育活動が行えるよう、地域全体で学校を支援するための組織づくりについて検討を行い、中学校区を基本に学校支援システムの整備を図ります。 [取り組みの内容：例] ・授業支援…「NPOちば教育夢工房」による授業支援、学校図書館ボランティアによる支援 等 ・安全支援…セーフティウォッチャー、こども 110 番のいえ 等 ・行事等支援…各種学校行事への参加・支援、クラブ・部活動補助 等 ・生徒指導支援…青少年健全育成活動、学区パトロール 等 ・家庭教育支援…スクールカウンセラー・教員経験者等による保護者への相談活動・助言 等 ・子どもの放課後等の遊び支援…放課後子ども教室、校庭開放 [人材の確保：例] ・コーディネーターとして、退職校長・教員・育成委員会委員、家庭教育アドバイザー、子育てサポーター等を活用 ○NPO「ちば教育夢工房」による支援の推進 学校への人的支援を担うNPO「ちば教育夢工房」による学校支援を通して、きめ細かな授業や学校教育活動の充実を推進します。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携による取り組みの推進

○研究実践校(10 校)の実践を通して、**評価方法の知見等の蓄積**を図るとともに、**学校**

情報の提供のあり方を整理した。成果を広め、ホームページへの学校評価の掲載を推進する。

- 新たに学校支援システムの設置に向けて、関係課との調整を図った。平成 22 年度は、「子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業」が重複事業の統合により、NPO「ちば教育夢工房」による学校支援として整備されつつある。事業の実施に係る人材の確保が難しい面もあり、事業化は休止する一方、**学校・家庭・地域の連携協力の取組の研究**を進める。

施策 2 次代を担う子どもたちをはぐくむ ～青少年が夢と希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指す～

基本施策 2-1 豊かな人間性と生きる力の育成

1 概要

○豊かな個性と自立・協調の精神を育てるため、**地域ぐるみで青少年の健全育成を推進**するとともに、青少年が宿泊しながら、様々な体験活動を行う場である「**千葉市少年自然の家**」の活用を図ります。

2 成果指標

(1)地域での活動や学習の機会を拡充する

各年代の青少年のニーズに対応した魅力ある地域活動を推進し、地域での活動や学習の機会を拡充します。

(2)青少年の生活習慣の向上を目指す

朝食や睡眠・起床といった生活リズムがもたらす心身の健やかな成長の基本となる生活習慣の重要性を再認識し、家族全員が生活習慣の向上に取り組めるよう、学習機会や情報提供を行います。

(3)青少年の規範意識を高める

いじめや暴力などの人権侵害や、日常生活の場でのルールを守ることについて、青少年が自ら考え、規範意識を身につけるよう、啓発活動を行います。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値
地域活動に参加した子どもの数	83,492	91,054	92,610	90,000 (25 年度)
基本的な生活習慣を身につけている青少年の割合	80%	—	85%	85% (22 年度)
規範意識を持って行動している青少年の割合	94%	—	96%	95% (22 年度)
主な事業	○青少年ふれあいセミナー 小学生を対象に、体験活動を通じて、青少年の自主性・自律性を育成し、仲間とのつながりの大切さを実感させることを目的に、千葉青年会議所との共催事業として実施します。 ○青少年育成委員会活動事業 市内中学校区青少年育成委員会に対して補助。各中学校単位で、溜まり場や危険個所の点検等のほか、レクリエーションや、スポーツ活動、研修会等を開催します。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 青少年育成委員会等

- 少子化、核家族化、情報化等が進行する中、「**青少年育成委員**」や「**青少年相談員**」等の**ボランティアが中心となった地域活動を支援**し、青少年の健全育成を推進することにより、対象とする青少年に、「**自立・責任・寛容**」等の**人間性や社会性の涵養**を図りたい。
- 21 年度はインフルエンザの影響による減少も考えられたが、**地域活動に参加した子どもの数が増えていることから、育成委員会をはじめとする地域活動は着実に定着**している。
- 効率的な事務処理を図り、中学校内に設置されている事務局の負担軽減に努める。

(2) 南部青少年センター等における事業

- 「**南部青少年センター**」や「**千葉市少年自然の家**」の主催事業において、**青少年向け各種セミナーや研修会**を実施した。参加者も年々増加し、参加した青少年から好評を得ている。
- 南部青少年センターでは、青少年の教養の向上を目的とした各種講座を企画・実施**しており、参加者のアンケートからも異年齢の交流や仲間づくりの場となっていることが検証され、青少年健全育成の一助となる事業として成果があった。
- 「**千葉市少年自然の家**」管理運営事業については、P F I 事業³⁷として実施している。市の要求水準の維持のため、引き続き効果的な**現地モニタリング及び学校を含む利用者へのアンケート調査**を実施していく。
- 青少年対象の講座について、青少年のニーズを把握し、広報活動の方法について検討し、より多くの人に周知していきたい。

基本施策 2-2 青少年の非行防止

1 概要

- 青少年の非行防止と健全育成**を目的に、補導員や学校、警察、関係機関・団体と連携して、**補導・相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動**を行います。

2 成果指標

(1) 非行防止活動を推進する

青少年の非行につながる行為を早期に防ぐため、千葉市青少年補導員や千葉県警察少年センター等との合同による街頭補導を実施するとともに、青少年の問題に悩む市民の相談に応じる活動を通じて非行防止活動を推進します。

(2) 地域の青少年育成団体等と協働して、環境浄化活動を実施する

性的・暴力的な図書や広告物等、青少年にとって有害な環境の実態を十分に把握し、

³⁷ 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用して行う事業手法。

青少年が日常的に触れる場・機会を減らすよう、大人への理解を広げ、地域と家庭・学校、警察等と連携して青少年を守る体制を作ります。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目標値
市内の青少年補導数		2,419	3,467	2,612	—
主な事業	○補導活動事業 青少年補導センター所員、教育委員会が委嘱する青少年補導員、中学校、高等学校生徒指導担当者等の補導員により、毎月12回、補導活動を実施します。 ○青少年サポート事業 補導センター5室に、サポート担当者1名（計5人）配置し、不登校・学校不適応等の生徒を受け入れ、学習指導や生活指導を実施します。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 補導

○20 年度は実施回数が 1,198 回であったのに対し、21 年度は 1,302 回と **104 回増やし、不良行為の予防に努めたことにより補導少年数も 3,467 人から 2,612 人と減らすことができた。**

○青少年が街頭に出現しやすい薄暮の時間帯による補導の実施及び、千葉県警察少年センターと連携した補導を今後も重視し、**街頭補導の実施回数を維持**していく。

○毎月予定する街頭補導への出務要請に応じた**青少年補導員の参加率**が高まるように、補導員関係会議等において協力を依頼していく。

(2) 青少年へのサポート事業

○**21 事案**（中学生女子 6 人・中学生男子 8 人・小学生女子 4 人・小学生男子 2 人、無職少年 1 人）に取り組んだ。

○**電話相談の件数**は、**104 件**と 20 年度（135 件）より 31 件減っている。

○「青少年補導センター」から「青少年サポートセンター」への名称変更に伴い、**非行のみならず青少年が抱える各種の問題に応じる事業**であることを理解してもらうために、リーフレットの配布や市政だより、ホームページを通じて広報・啓発を進めていく。

施策 3 心のふれあう生涯学習社会を振興する³⁸

基本施策 3-1 社会の要請と個人の学習ニーズに対応した生涯学習の推進

1 概要

○学びを通じて自分の人生を豊かにしてもらうこと、楽しく充実して学んでもらうこと、多様化・高度化する市民ニーズに対応することを目標として、**様々な学習機会の充実**を図ります。

○利用しやすい図書館、行ってみたくなる図書館を目指して、**利用者の立場に立ったサービス**を行います。

2 成果指標

(1) 市民一人ひとりに応じた学習活動の推進

生涯学習に関する在り方に関する調査・研究、市民への意識調査を行うほか、各種団体、教育機関、民間機関などと連携して、総合的な学習活動を推進します。

(2) 各ライフステージ等において重点的に推進すべき施策

①家庭教育・子育て支援、②学校・地域における学習環境の整備、③職業に関する学習支援と就労機会の拡充、④勤め人への生涯学習の拡大、⑤中高年層の地域活動の促進、⑥高齢者の学習成果の活用と生きがいづくり、といった観点から、関係部局と連携して施策を進めます。

項目	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (22 年度)
生涯学習講座の受講者数	147,868	216,152	220,091	179,000
主な事業	○生涯学習センター管理運営事業 本市の生涯学習の中核施設として平成 13 年に開館、施設の貸し出しと各種生涯学習事業を行います。(施設利用件数は、10,463 件、講座数は、391 講座、講座受講者数は 60,066 人) ○生涯学習振興事業 生涯学習事業の実施や学習機会の情報を提供することにより、生涯学習活動への理解と実践を促すことを目的として、生涯学習に関する広報誌の作成等を実施します。			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 市民一人ひとりに応じた学習活動の促進

○市民の生涯学習活動の現状や意向など、今後の生涯学習活動における課題を検討する

³⁸ 教育基本法第 3 条によれば、①国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、②その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、③その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が、生涯学習の理念とされている。

ための基礎資料とするため、**生涯学習基礎調査を実施**した。その結果から今後の課題として、市民の有する経験や知識など学習成果が生きる地域づくりを進めることが必要であり、**現在策定中の第 4 次千葉市生涯学習推進計画において、対応する施策を位置づけていく。**

(2)各ライフステージ等において重点的に推進すべき施策

○**放課後子ども教室は、全小中学校で実施**した。地域の教育力を活用し、子どもたちの放課後の居場所確保のため、「放課後子ども教室」の充実に努めていく。

○市民のニーズに対応する情報や資料の収集・提供するための**図書館・図書室の資料費が大幅に減少**しており、図書館システムの活用により効率的な図書館サービスを提供していく。

基本施策 3-2 生涯学習の成果を活かした参画と協力による地域づくり

1 概要

○**地域づくりを支える人材を育成**するため、**市民リーダーの養成、ボランティア研修等の学習機会の提供**を図るとともに、**社会教育関係団体への活動支援・育成**を行う。

○**社会教育関係団体の活動振興及び促進**のために、**活動費等の助成、事業の共同参画等**を行うとともに、**指導者の養成や事業の後援**を行い**団体育成**を行う。

2 成果指標

(1)地域づくりに関わる学習機会の提供・組織への支援

「ちばを学び創る」学習機会の提供に努めるとともに、地域づくりを支える人材と団体の育成を行います。

(2)学習成果の活用と地域への還元の促進

市民参加活動を支援するとともに、ボランティア研修や指導者養成事業との連携を図り、より多くの市民が学習成果を活用する意欲を持つよう働きかけを行います。

指標名	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (22 年度)
ちば生涯学習ボランティアセンター登録者数と放課後子ども教室（18 年度は地域子ども教室）ボランティア登録者数の合計	5,280	6,053	6,490	5,000
主な事業	○生涯学習センター管理運営事業 本市の生涯学習の中核施設として平成 13 年に開館、施設の貸し出しと各種生涯学習事業を行います。（施設利用件数は 10,463 件、講座数は 391 講座、講座受講者数は 60,066 人。ちば生涯学習ボランティアセンター登録者数 1,075 人。）			

	○放課後子ども教室推進事業 対象者は事業実施小学校に通う 1～6 年生で希望する者、実施日数は各小学校で異なるが概ね週 1 日年間 40 日程度、活動内容は体験活動（昔遊び、スポーツ、工作その他）、交流活動、学習活動等で、活動場所は各小学校の体育館、特別教室、グラウンド等となっています。 （参加児童数は 7,026 人、登録指導員・協力員数は 5,415 人、延べ実施回数は 2,772 日、放課後子ども教室への参加率（参加児童数／小学校児童数）は 13.3％）
--	---

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) 地域づくりに関わる学習機会の提供・組織への支援

○生涯学習センターにおいて、「ちばを学び創る」学習機会として、「**ちばカレッジ**」（「ちばの大地と自然」「もっともっと、ちば。～『ちば』からのヒント～」）を実施した。

○社会教育関係団体をはじめ、**生涯学習を支援する人材を育成しネットワーク化**を図り、生涯学習の場で活躍できる人材の確保に努める。

(2) 学習成果の活用と地域への還元の促進

○生涯学習センターにおいて、生涯学習の啓発、成果発表の場である「**まなびフェスタ 2009**」を開催した。

基本施策 3-3 生涯学習支援ネットワークの充実・強化

1 概要

○公民館の整備は、**1 中学校区 1 館の整備基準**に基づき、未整備地区の解消に努めるとともに、老朽化した公民館の改修や冷暖房設備等機器の改修など、**市民の利便性向上**に努めます。

○中央図書館を中心に、地区図書館、分館及び公民館図書室を含めた**図書館ネットワーク**を構築しており、**図書館サービス網の充実**に努めるとともに、図書館システムの活用により、図書館利用者の利便性の向上にも努めます。

2 成果指標

(1) 生涯学習支援機関の連携強化

学習支援施設、学校教育機関、高等教育機関、民間機関などとの連携を進め、より多様な学習機会の提供を行うとともに、図書館サービスを充実します。

(2) 生涯学習活動に関する情報提供と学習相談の充実

生涯学習に関する情報提供を進めるとともに、生涯学習センターにおける生涯学習相談を充実させます。

(3)生涯学習支援施設の整備

身近な地域での学習拠点である公民館や地区図書館などの整備を進めます。

指標名	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (22 年度)
学習の場に対する市民の満足度	(16 年度) 29%	—	29%	40%
施設をよく利用する市民の割合	(16 年度) 45%	—	42%	50%
主な事業	○公民館管理事業 公民館改修、公民館事業の実施、サークル・団体育成の指導・助言、人材の育成・派遣等により、公民館の利用拡大、利用者サービスの拡充を図ります。(全 47 公民館で 727 事業実施し、延受講者数 39,679 人、利用者数 1,236,779 人、クラブ・サークル等連絡会団体数 2,227 団体 28,244 人)。 ○科学館管理運営事業 「人が主役」、「参加体験型」の運営コンセプトに基づき、展示、教育普及、プラネタリウム、ボランティア等の各種事業を実施しました。(21 年度の利用者数は、354,849 人)			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1)生涯学習支援機関の連携強化

○大学等高等教育機関の実施する公開講座への補助金交付及び名義後援を行い、市民の学習活動を支援した。

(2)生涯学習活動に関する情報提供と学習相談の充実

○生涯学習情報誌を発行し、生涯学習に関する情報提供を行った。

○生涯学習センターにおいて生涯学習相談を行い、市民一人ひとりに応じた学習活動を促進した。

(3)生涯学習支援施設の整備

○公民館の整備・修繕を計画的に進めるとともに、図書館サービスの充実を図り、身近に学習しやすい場の確保に努めた。

○既存公民館の多くが開館後 20 年以上経過しており、老朽化が著しいため計画的な改修に取り組む必要があり、未整備地区の解消を図るとともに、老朽化が進んでいる公民館の改修・修繕等を計画的に進め、身近に学習しやすい場の確保に努める。

○図書館システムの活用による、新たな図書館サービスについて検討する。

施策 4 個性豊かな新しい千葉文化を創造する（文化財関係）

1 概要

- 埋蔵文化財の保護・保存を図るため、**発掘調査や出土品の整理・史料等の保存・整理**に努めるとともに、文化財の**普及啓発活動**を行います。
- 市民の郷土意識を深め、**継続的な文化財の保護**を図るとともに、**地域文化財の登録等**を行います。
- 加曽利貝塚博物館**では、縄文時代や貝塚文化について理解を深めるため、**常設展、企画展、野外展示**や講座・体験学習等の教育普及事業を行います。
- 郷土博物館**では、千葉市の歴史・民俗資料を収集・調査し、**保存展示**に利用します。
- 市史編纂事業**では、「史料編近世」までの刊行を進めてきたが、さらに、「**史料編近現代**」の編集のための**資料調査**を行います。

2 成果指標

(1)伝統文化の継承・発展

伝統文化について関心を高め、理解を深める活動を促進するほか、伝統文化を次代に伝えていくため、地域文化財の掘り起こし、まちの記憶が息づく地域文化を創造します。

項目		19 年度	20 年度	21 年度	目 標 値（23 年度）
千葉市の伝統文化・文化財を知っている市民の割合		32%	32%	—	40%
主 な 事 業	○文化財調査保護事業 21 年 5 月に地域文化財として「遠近庵三市の追悼碑」「開有富の開墾碑」「寒川神社の御浜下り」の 3 点の登録を実施しました。 ○郷土芸能保護事業 大膳野南貝塚の見学会を 3 月に実施し、勾玉づくりや火起こし、地域の遺跡についての講演会を出前授業として行いました。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

- 発掘現場の見学会や出土文化財の公開・普及、地域文化財など身近な文化財の周知**を積極的に行うとともに、学校や公民館で出前授業を実施することで、**児童などから地域の歴史や古代の知恵等に関する興味を引き出す**ことに努めている。
- 文化財の管理は、NPO 法人を活用、文化財所有者の協力のもとに行っている。**市内の文化資産の状況については、すべてを把握しているとは言い難く、大きな課題となっている。**また、**埋蔵文化財**については事業者への指導・助言にも努めているが、**年々問い合わせは増加**しており、より一層の文化財の保護体制の強化が必要になっている。
- 博物館**の各種事業においては、より多くの市民が歴史を学べるように**学習機会の拡充**を図る。

施策 5 スポーツ・レクリエーション活動を振興する

基本施策 5-1 スポーツ・レクリエーション機会の創造・充実

1 概要

- 市民の多様なニーズに対応した**スポーツ教室、市民スポーツ行事等の推進・充実**を図ります。
- 健康・体力づくりの促進**や**情報サービスの提供**を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの設立支援**を図ります。

2 成果指標

(1)生涯にわたるスポーツ活動の推進

ライフステージに応じたスポーツ活動への参加を促すとともに、指導者の養成・支援を図ります。

(2)地域に根ざしたスポーツの振興

子どもから高齢者まで、年齢や性別に関係なく、個々のライフスタイルに応じたスポーツ活動を楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」について、各区に設立できるよう支援します。また、学校施設開放事業により、市民が継続してスポーツ活動を行えるような環境づくりを進めます。

(3)スポーツ施設の整備推進

市民のスポーツ・レクリエーションの場を充実させるため、各種スポーツ施設の整備・推進を図ります。

指標名		19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (22 年度)
週に 1 回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合		20% (18 年度)	—	27%	30%
スポーツ・レクリエーション活動に参加した市民数(年間延数)		4, 473, 101	4, 417, 459	4, 452, 344	4, 500, 000
主な事業	○市民スポーツ振興事業 81 コースのスポーツ教室の開催し、12,739 人の参加を得、子どもから大人まで広くスポーツに親しむ機会を提供します。その他、スポーツコーチの資質向上のための研修会を実施します。 ○学校施設開放事業 千葉市立の小学校 120 校、中学校 56 校の計 176 校で実施し、校庭、体育館、武道場を学校体育の支障のない範囲で、市民に開放しています。				

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1)各種スポーツ施設の運営

- アイススケート場「アクアリンクちば」については、**年間延べ 22 万人以上の利用者**があり、**開設から累計で 100 万人を突破**した。

- 「千葉市民ゴルフ場」は、指定管理者の努力等により25,000人以上の市民に利用があった。
- 「千葉市民ゴルフ場」、「アクアリンクちば」を除く他の**体育施設**（合計 10 か所）は、**年間延べ 170 万人以上の多くの市民の利用**があった。
- 「千葉市民ゴルフ場」、「アクアリンクちば」、「体育施設（合計10か所）」の**指定管理施設**に対しては、多様化する市民ニーズのなか、公の施設の目的を効果的、効率的に達成するため利用者からの要望を取り入れる等、**サービス向上**に努めていきたい。特に、「千葉市民ゴルフ場」は、**指定管理者の持つ民間ノウハウを活用した自主事業運営やサービスの向上と施設の整備・充実**により、さらなる利用者の増加を図っていかねばならない。
- 情報サービス体制を確立するとともに、**民間施設を含めた既存スポーツ施設の有効活用**を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーション活動ができる場の確保に努めていくことが必要である。
- 「体育施設（合計10か所）」に関しては老朽化した施設もあり、**施設の維持補修、改修を行い、充実を図ることが必要**である。

(2)学校体育施設の開放

- 市民に身近なスポーツ施設として、広く市民にスポーツ・レクリエーション活動の場の提供をすることができている。なお、開放については、学校教育に支障のない範囲で行っている。
- 利用者が**年間延べ 225 万人**を超える事業として市民に定着している一方で、利用がほぼいっぱい状況である。利用形態について調査し複数の団体が同時に利用するなどの工夫が必要である。
- 「学校体育施設開放」事業のほかに、**民間、大学等の既存のスポーツ施設**についても、**市民が有効利用できないか検討**を図り、さらに地域の方々に定着させたい。
- 市民相互の公平性の観点から、受益と負担を明確にするため、今後協議の必要がある。

基本施策 5-2 「観るスポーツ」の提供

1 概要

- 国際的、全国的レベルのスポーツイベントを開催**することにより、市民のスポーツ活動の普及を図ります。

2 成果指標

(1) スポーツを通じた交流の推進

国際千葉駅伝など、すでに市民に定着している大会の実施に加え、国際的・全国的スポーツイベントの開催・誘致を図ります。

指標名	19 年度	20 年度	21 年度	目標値 (22 年度)
スポーツイベント(国際千葉駅伝)の視聴率	男女混合 10%	男女混合 11%	男女混合 10%	13%
スポーツイベント(国際千葉駅伝)の応援者数	174,500	191,200	285,000	180,000
主な事業	○国際千葉駅伝事業 日本陸連、千葉県等とともに大会を主催します (市内周回コースで、13 カ国 15 チームが参加)			

3 平成 21 年度の評価及び今後の課題に対する対応方針

(1) スポーツ大会の実施等

- 「**国際千葉駅伝**」、「**千葉国際クロスカントリー大会**」は、千葉県及び県教育委員会との共催事業として実施し、テレビ放映もされている。会場及び沿道において、多くの市民が世界的なトップランナーを観戦することにより、「**観るスポーツ**」として定着している。特に、国際千葉駅伝の応援者は、目標値を大きく上回った。
- 環境の変化や多様化する市民ニーズへの対応、生涯学習を展望したスポーツ振興を図るため、**市民参加型のスポーツイベント及び国際的・全国的なスポーツイベントの開催・誘致**に今後も取り組んでいく。
- 国際千葉駅伝、千葉国際クロスカントリー大会などの国際的・全国的な大型スポーツイベントは、テレビ放映もされ、多くの方が視聴することから、「観るスポーツ」として視聴率の向上に努めたい。特に、国際千葉駅伝は、テレビ局への働きかけにより、視聴率も目標値を上回るようにしていきたい。

千葉市教育委員会事務点検・評価報告書（平成21年度対象）

本件担当

千葉市教育委員会教育総務部企画課

〒260-8730 TEL 043-245-5951